

【申請者提出必須】消費者庁：「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について

令和 7 年 4 月 23 日付けで、標記の特定保健用食品に関する通知が発出されましたのでお知らせします。

今回の改正は特定保健用食品のうち、錠剤、カプセル剤等食品への GMP の要件化と、トクホの区分の 1 つである、疾病リスク低減表示の一部見直しが行われました。

また、同日付けで意見募集（パブリックコメント）の回答が併せて掲載されています。

・周知依頼文 <https://www.jhnfa.org/mailmaga/250423.pdf>

・特定保健用食品の表示許可等についての一部改正について(令和 7 年 4 月 23 日消食表第 357 号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/

パブリックコメントの結果 「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正（案）に関する意見募集の結果の公示について | e-Gov パブリック・コメント

* 重要【トクホ改正通知に伴う追加申請資料の提出について】

今般の改正（GMP の要件化）に伴い、既許可食品は追加資料の提出が必要です。

提出資料は 3 つあり、1（既許可食品の区分）は、定型の別紙様式により提出必須です。

消費者庁からトクホの申請担当者に提出依頼が発出されていますのでご確認ください。

提出期限は令和 7 年 5 月 31 日です。

■ 問合せ先 特定保健用食品部 tokuho@jhnfa.org



* 配信停止・配信先の変更などは総務部（kaiin@jhnfa.org）までご連絡ください。

配信元 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 <https://www.jhnfa.org>

東京都新宿区市谷砂土原町 2 丁目 7 番地 27